

13科原安第103号
平成14年3月28日

使用者
販売業者
賃貸業者
廃棄業者 殿

文部科学省

科学技術・学術政策局原子力安全課長



放射性同位元素等に係る安全管理の徹底について（通知）

貴事業所におかれましては、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（以下、「放射線障害防止法」という。）を遵守して日々放射性同位元素等に係る安全管理に努められていることと存じます。

平成13年12月21日、東京都内の病院において、医療用放射線発生装置による被ばく事故が発生しました。同病院の使用施設において、医療用放射線発生装置を納入した業者が、装置を設置する部屋の天井裏に作業員が入っていることに気づかず、放射線を照射したことが事故の原因でした。

また同年11月27日、大阪府内の大学において、購入した放射性同位元素1個が所在不明となるという事故が発生しました。この事故は、大学から管理を受託していた業者が、放射性同位元素の受け入れ・開梱時に搬入数量を誤認したことが原因でした。

この2件の事故の共通点は、放射線障害防止法上の許可を受けた使用者が、放射性同位元素等に係る作業を依頼した外部の業者（放射線業務従事者）に対する十分な管理を怠ったことが事故原因であることです。放射線障害防止法においては、許可使用者、届出使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者（以下、「使用者等」という。）が放射線業務従事者に対する教育訓練等の管理義務を負っています。使用者等各位におかれましては、下記の事項に留意して、引き続き安全管理の徹底を図るよう通知いたします。

記

使用者等は、放射線業務従事者に対する教育訓練の実施、放射線の量の測定の実施、使用的基準の遵守をはじめ、法令に基づき適切な管理を行うこと。その際、外部の業者に作業を依頼した場合であっても、使用者等の放射線施設において放射性同位元素等に係る作業を行う者については、放射線業務従事者として、使用者等が、その管理責任を有することを十分に認識されたい。

担当：原子力安全課放射線規制室
電話：03-5253-4043